

核燃料税の使いみち

本県の核燃料税は、浜岡原子力発電所の立地に伴う周辺地域の原子力安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要に対応するため、昭和 55 年度に法定外普通税として創設し、5 年ごとに総務大臣の同意を得て実施しています。

核燃料税のしくみ

- ◆ 納める人 中部電力株式会社
- ◆ 納める額 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の 17%相当
※第 8 期からは、発電用原子炉の熱出力に応じて課税する出力割（17%のうちの 8.5%相当）を導入しています。

税 収 の 実 績

区分	課税期間（5年間）	税率	税収
第 1 期	S 55.4.1 ～ S60.3.31	5%	2,736 百万円
第 2 期	S 60.4.1 ～ H2.3.31	7%	8,039 百万円
第 3 期	H 2.4.1 ～ H7.3.31	7%	7,973 百万円
第 4 期	H 7.4.1 ～ H12.3.31	7%	7,179 百万円
第 5 期	H12.4.1 ～ H17.3.31	7%	3,899 百万円
第 6 期	H17.4.1 ～ H22.3.31	10%	6,254 百万円
第 7 期	H22.4.1 ～ H27.3.31	13%	1,126 百万円
第 8 期	H27.4.1 ～ R2.3.31	17%相当	5,892 百万円
第 9 期 (見込み)	R 2.4.1 ～ R7.3.31	17%相当	6,202 百万円

主な活用事業

- **原子力安全対策**
環境放射線監視センターの運営
避難路の整備
(国)150号、(国)473号バイパスほか
御前崎港防波堤整備 など
- **生業安定対策**
県温水利用研究センターの運営
農道、ため池の整備 など
- **民生安定対策**
河川整備、急傾斜地対策
周辺地域振興対策交付金 など



静岡県環境放射線監視センター

お問い合わせ

静岡県経営管理部税務課

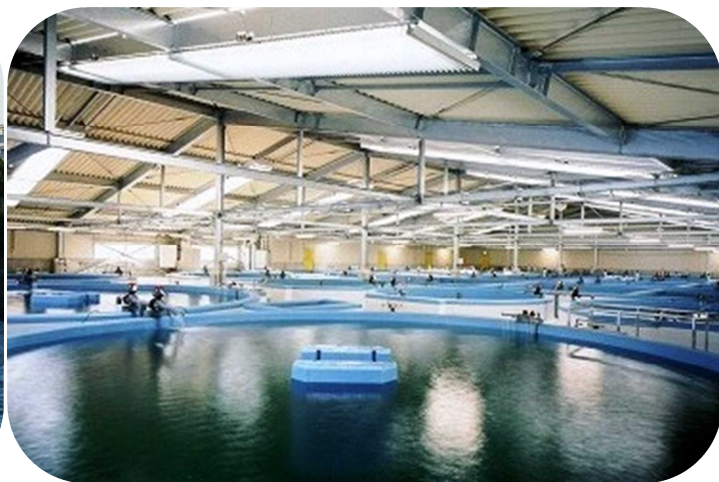
〒420-8601 静岡市追手町9番6号
TEL 054-221-2337
E-mail zeimu@pref.shizuoka.lg.jp



活用実績の例



御前崎港海岸防潮堤



静岡県温水利用研究センター(御前崎市佐倉)



急傾斜地崩壊対策



(国)150号(御前崎市 避難)

周辺地域振興対策交付金

核燃料税の税収の20%は周辺市町に特定発電所周辺地域振興対策交付金として交付され、各市町における地域振興や消防防災対策事業などに活用されています。第8期からは、原子力安全対策を要する地域が拡大(UPZ 概ね31km圏内)されたことにより、交付金の対象は9市2町となっています。

広域避難計画の実効性向上

平成28年3月、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を策定、浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について決めました。広域避難計画の実効性を向上するため、避難路の整備などに核燃料税が活用されています。

詳しくはホームページへ [静岡県 / 県税のしおり / 核燃料税のあらまし](https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1050347/1011817.html)
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1050347/1011817.html>